

平成30年度保険料率について

平成29年10月26日

1. 平成30年度保険料率に関する論点

1. 平均保険料率について

以下の点を踏まえて平成30年度の保険料率についてどのように考えるか。

- ①協会けんぽの財政状況や保険料率のシミュレーション、医療保険制度全体の動向
- ②医療保険のセーフティーネットとして協会けんぽの役割も踏まえ、今後の財政状況をどの程度のスパンで考えるか

2. 激変緩和措置について

激変緩和措置の解消期限を踏まえ、平成30年度の激変緩和率についてどのように考えるか。

3. 保険料率の変更時期

平成30年度の保険料率の変更時期について、平成30年4月納付分（3月分）からでよいか。

※上記論点について評議会の意見を提出。11月28日開催の運営委員会において報告することを予定しています。

2. 平成29年度の都道府県保険料率

○ 協会けんぽでは、年齢構成や所得の調整を行った後の「医療費の地域差」を反映した都道府県単位保険料率を設定。

○ 全国平均は10.00%であり、最高は佐賀県の10.47%、最低は新潟県の9.69%。

北海道	10.22%	石川県	10.02%	岡山県	10.15%
青森県	9.96%	福井県	9.99%	広島県	10.04%
岩手県	9.82%	山梨県	10.04%	山口県	10.11%
宮城県	9.97%	長野県	9.76%	徳島県	10.18%
秋田県	10.16%	岐阜県	9.95%	香川県	10.24%
山形県	9.99%	静岡県	9.81%	愛媛県	10.11%
福島県	9.85%	愛知県	9.92%	高知県	10.18%
茨城県	9.89%	三重県	9.92%	福岡県	10.19%
栃木県	9.94%	滋賀県	9.92%	佐賀県	10.47%
群馬県	9.93%	京都府	9.99%	長崎県	10.22%
埼玉県	9.87%	大阪府	10.13%	熊本県	10.14%
千葉県	9.89%	兵庫県	10.06%	大分県	10.17%
東京都	9.91%	奈良県	10.00%	宮崎県	9.97%
神奈川県	9.93%	和歌山県	10.06%	鹿児島県	10.13%
新潟県	9.69%	鳥取県	9.99%	沖縄県	9.95%
富山県	9.80%	島根県	10.10%	※ 全国平均では10.00%	

3. 保険料率の推移

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
全国平均	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00
三重支部	9.94	9.94	9.94	9.93	9.92
激変緩和前	9.87	9.80	9.78	9.82	9.85
本来の激変緩和	5/10	6/10	7/10	8/10	9/10
現在の激変緩和	2.5/10	2.5/10	3.0/10	4.4/10	5.8/10
支援策	財政特例措置 (2年延長)	財政特例措置 (2年延長)	後期高齢者支援金 の総報酬割 (1/2)	後期高齢者支援金 の総報酬割 (2/3)	後期高齢者支援金 の総報酬割 (全額)

4. 過去の評議会意見

平成28年度保険料率に対して

1	少子高齢化による長期的・構造的問題があるため、先手先手で政策を打つべきであり、したがって、保険料率を下げる短期スパンではなく、保険料率を固定する長期スパンで保険料率を判断すべきである。	保険料率
2	国庫補助率が当分の間16.4%と据え置きとされた中では、終了期限を見据えて激変緩和措置を行うべきであり、本来あるべき都道府県別保険料に戻すべき時期に来ていると考える。	激変緩和
3	単年度収支差で黒字額が出た分について16.4%が国庫補助から減額される現行制度の廃止、縮小を評議会意見としたい。	制度改正

平成29年度保険料率に対して

1	今後の経済状況が良いのであれば保険料を引き下げるべきだと思うが、将来悲観的であれば、その中で保険料率を引き下げると反動が非常に怖いので、中長期的な視点にたったほうがよい。	保険料率
2	保険料を引き下げても、また引き上げるリスクがあるのなら、中長期的な観点で見たほうがよい。積みあがっていく法定準備金に対して、国の補助が減らされれば、期待している方向に行かない可能性もあるので、国との関係についても注視が必要。	保険料率
3	終了期限を見据えて激変緩和措置を行うべきであり、本来あるべき姿に戻すということで評議会意見としたい。	激変緩和

5-1. 9月18日の運営委員会における意見

1	今後も医療費の伸びが賃金の伸びを上回る構造は変わらないと思われ、特に37年度（2025年度）以降に保険料率を大幅に上げざるをえない状況になるのではないかと懸念があることから、長期的スパンで保険財政を考えた方が良い。このため、保険財政、事業主及び加入者にとっても10%を堅持した方が良いと考える。
2	中小企業の経営者としては、保険料率を引き下げられるのであれば歓迎すべきであるが、保険料率を一度引き下げると今後引き上げるようになった際の上げ幅が大きくなることから、慎重な検討が必要である。現行の平均保険料率10%は、経営者側にも労働者側にも限界に近いものがあり、これ以上上がらないよう死守しないといけない。また、協会にはセーフティネットとしての国庫補助が入っているので、財政当局の反応も注視する必要がある。
3	国庫補助率20%を要望していくうえで、平成4年に国庫補助が16.4%から13%へと引き下げられているが、準備金残高が多く積み立てられている（3.9カ月分）以外の理由（例えば保険料率を8.4%→8.2%と引き下げたこと）との兼ね合いを注視する必要がある。
4	ある程度中期的なスパンで考える必要はあるが、昨今の情勢を鑑みれば、5年先10年先のことなど読めない中で、10年先を見ることがどれくらい意味があるのか疑問に感じており、期間をどのように考えるのか慎重に検討していく必要がある。ただし、加入者の立場からすれば少しでも保険料率が下がることを望んでいることを前提に置くこと。

5-2. 9月18日の運営委員会における意見

5	あたかも平均保険料率10%維持を前提にして、平成4年以降準備金が大幅に減った話を示しているのではないか。この時には国庫補助率が引き下げられたことも影響しているはず。中小企業は、毎月、毎年が勝負のような経営をしている。準備金が増えてくれば少しぐらい下げる気持ちが必要ではないか。負担している中小企業の保護を考えていただきたい。
6	公的医療保険は単年度収支均衡が大原則である一方、協会は国庫補助を受けていることから、持続可能性や安定的運営に資することについても検討する必要がある。今後の見通しとしては、女性や高齢者の就業率が高まることやバイオ薬品などの高額薬剤の動向にも注視する必要がある。また、地域の医療提供体制が保険料率の差に繋がることから、地域医療構想や都道府県が進めている医療計画の策定に対して、協会は積極的に関与していくことが重要である。
7	国民皆保険制度の中での協会の立ち位置を考えると、超長期的にみれば、いずれは10%を超えてくるので、協会けんぽの財源確保に努めていくことを考えないといけない。タイムスパンの考え方について、基本的に保険の仕組みは単年度収支均衡が原則だと思う一方で、安定性とのバランスを考えれば、10年では長く1年では短い。準備金については、現在の残高は約2兆円となり、法定準備金の3か月分に近づいており、規模感としては多い感じがする。単年度収支均衡は原則だが、保険者の経営の安定性に鑑みて1か月が妥当ではないか。
8	10%を維持して安定的に運営する形がいい。

6-1. 今後の保険料率のシュミレーション

今後の保険料率に係るシミュレーション

【シミュレーション方法について】

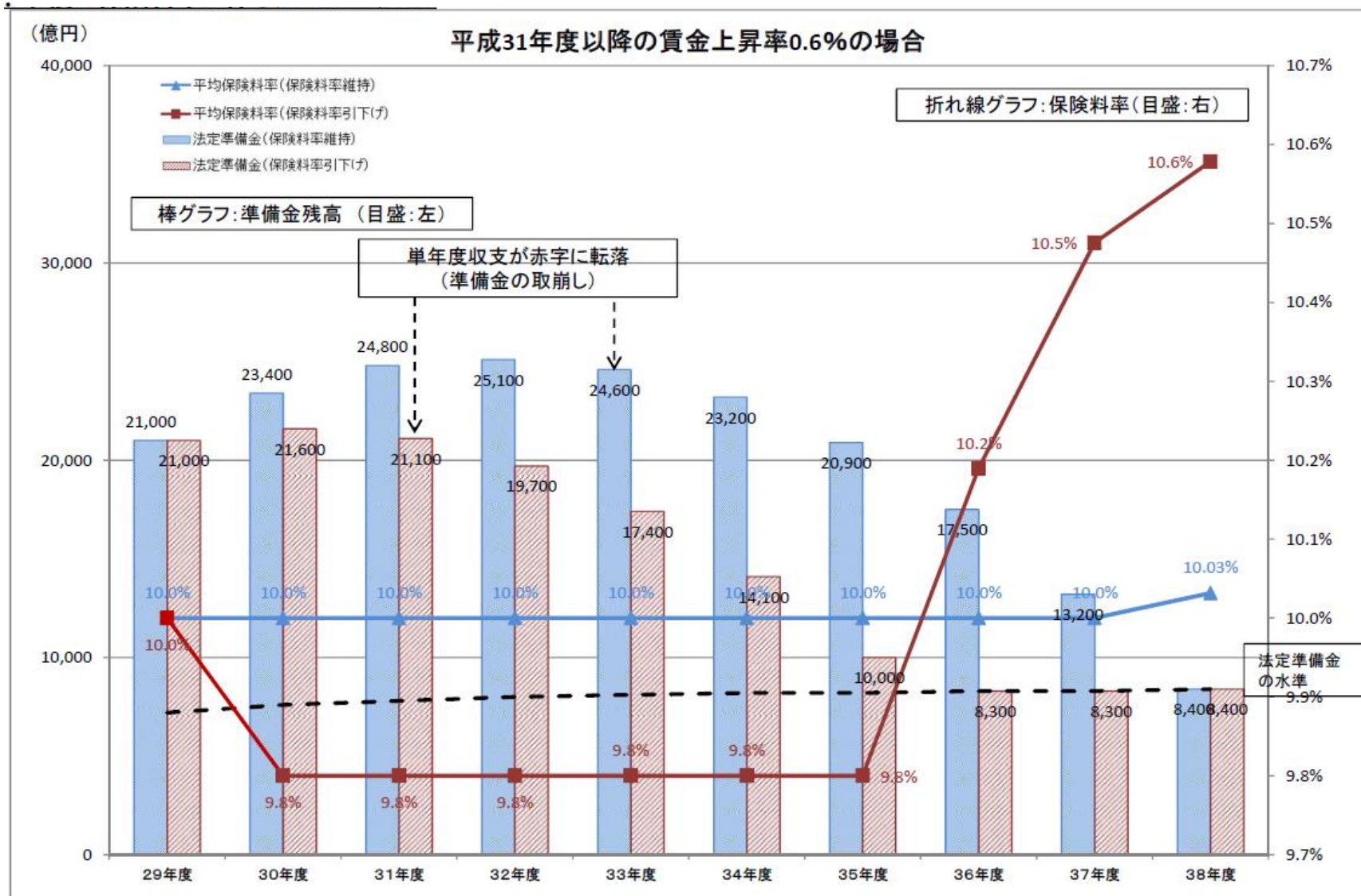
・平成30年度以降、準備金残高が法定準備金（給付費等の1か月分）を確保している間、機械的に10%及び9.8%とし、それぞれについて法定準備金を下回る年度以降においては法定準備金を確保するために必要な料率に引き上げたうえで（※）、平成38年度までの見通しをシミュレーションしたもの。

・平成31年度以降の賃金上昇率については、5年収支見通しのケースⅡ（0.6%）及びケースⅢ（0.0%）を使用し、それぞれについて作成。

※ 健康保険法施行令第46条第1項において、「協会は、毎事業年度末において、当該事業年度及びその直前の二事業年度内において行った保険給付に要した費用の額（前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拋出金並びに介護納付金の納付に要した費用の額（中略）を含み、法第百五十三条及び第百五十四条の規定による国庫補助の額を除く。）の一事業年度当たりの平均額の十二分の一に相当する額に達するまでは、当該事業年度の剰余金の額を準備金として積み立てなければならない。」とされている。

本シミュレーションはこの規定を参考として行うもの。

6-2. 今後の保険料率のシュミレーション



6-3. 今後の保険料率のシュミレーション

平成31年度以降の賃金上昇率0.6%のケース

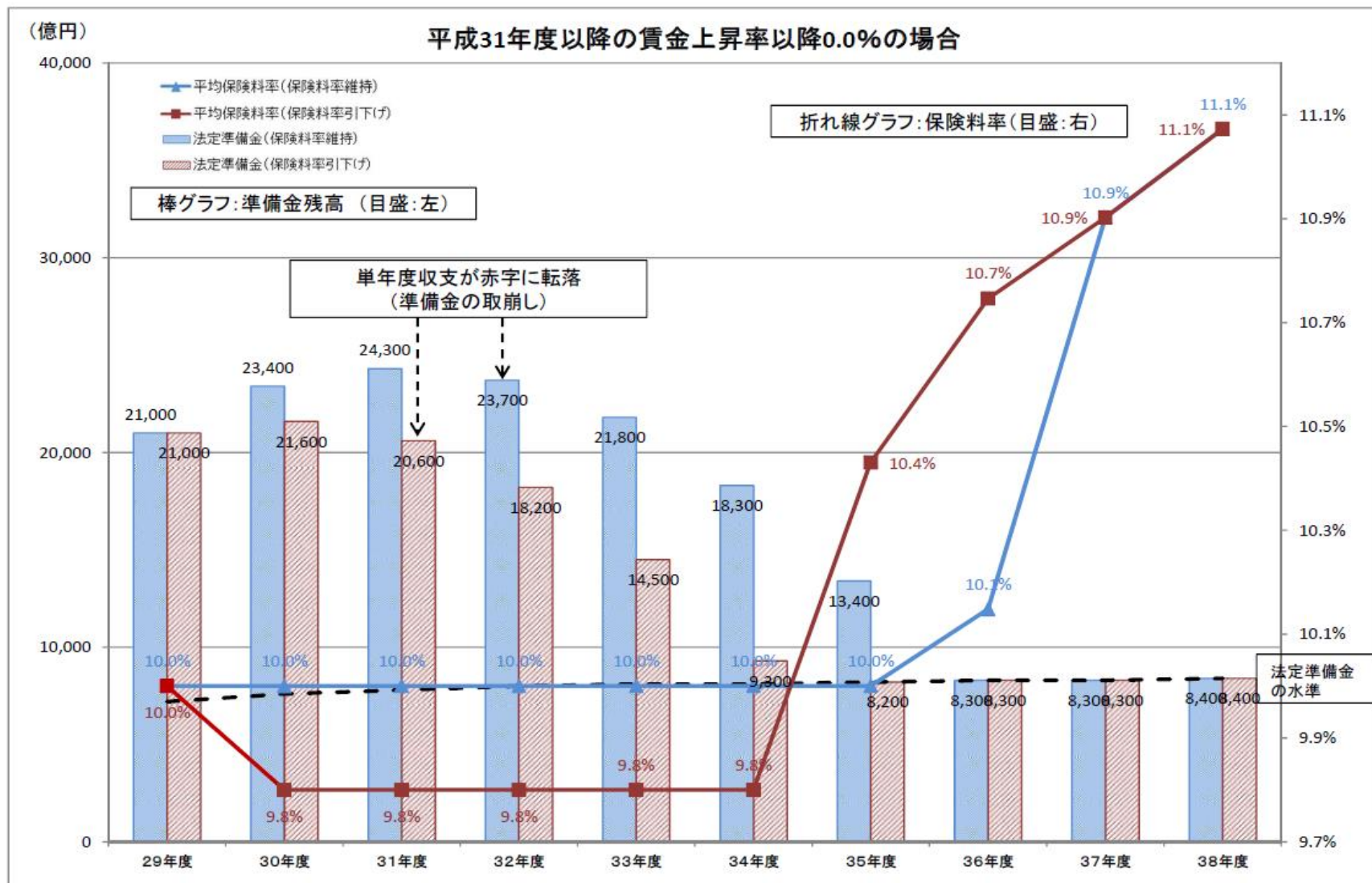
① 平均保険料率10%を維持した場合

- ・ 平成33年度には単年度収支差が赤字となり、以降準備金残高が年々減少する。

② 平均保険料率を仮に9.8%に引き下げた場合

- ・ 平成31年度以降準備金を取崩すことにより、平成35年度までは保険料率を維持できる。
- ・ 平成36年度からは年々上昇を続け、平成38年度には10.6%に達する。

6-4. 今後の保険料率のシュミレーション



6－5．今後の保険料率のシュミレーション

平成31年度以降の賃金上昇率0%のケース

①平均保険料率 10%を維持した場合

- ・平成32年度には単年度収支差が赤字となる。
- ・準備金残高を取崩すことにより平成35年度までは保険料率を維持可。
- ・平成36年度からは年々上昇を続け、平成38年度には11.1%に達する。

②平均保険料率を仮に9.8%に引き下げた場合

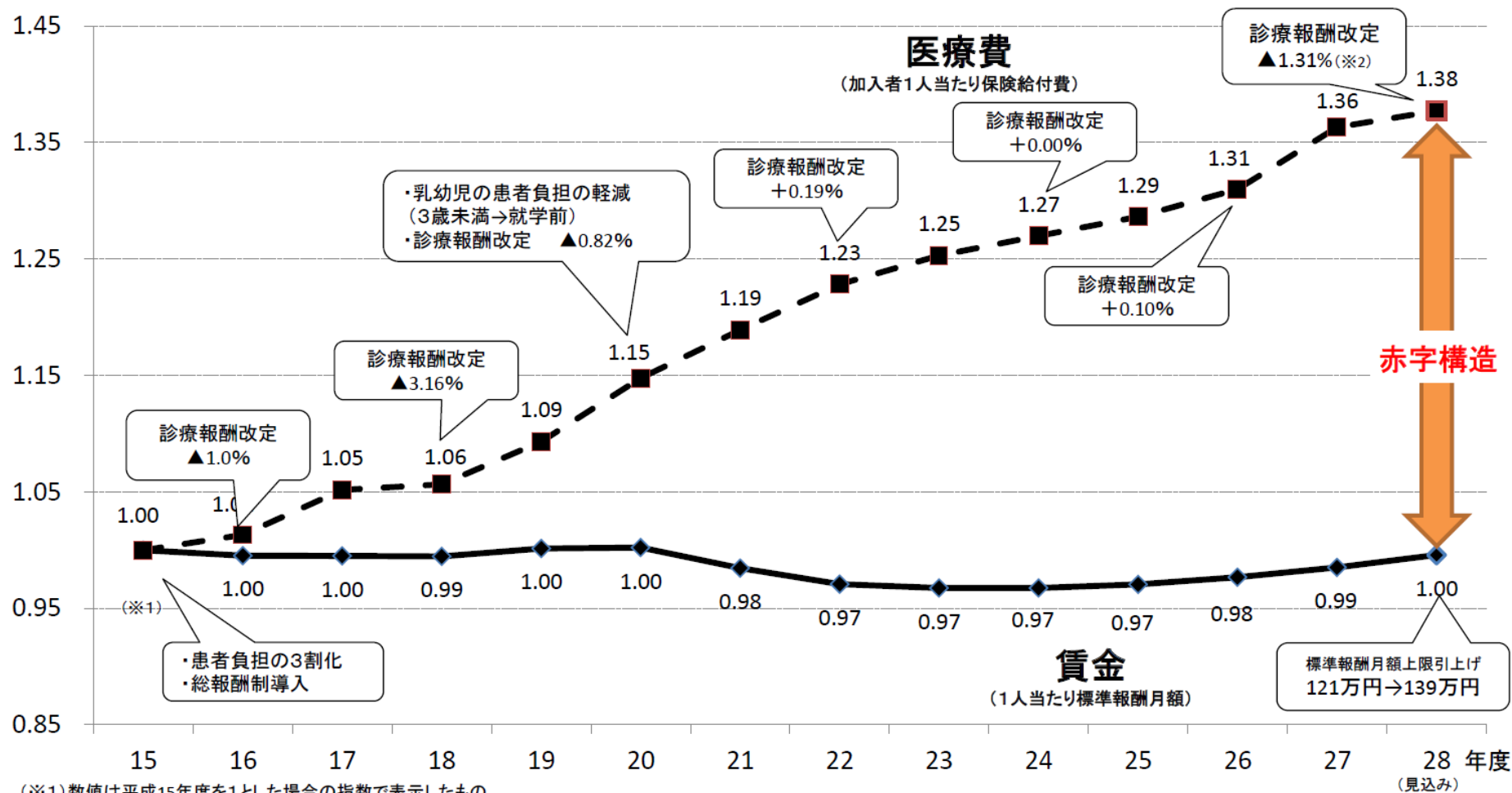
- ・準備金残高を取崩すことにより、34年度までは保険料率を維持可。
- ・平成35年度からは年々上昇を続け、平成38年度には11.1%に達する。

今後の保険料率のシュミレーションからの予見

○いずれのシュミレーションにおいても、収支均衡は崩れ、5年以内には保険料率の上昇をまねく可能性がある。

○仮に平均保険料率を引き下げた場合には、財政当局をはじめとして、国庫補助の引下げ（現行16.4%）の指摘が強まる可能性もあり、そうした観点にも十分に配慮が必要。

7-1. 協会けんぽの財政構造と後期高齢者医療に関する動向



7-2. 協会けんぽの財政構造と後期高齢者医療に関する動向

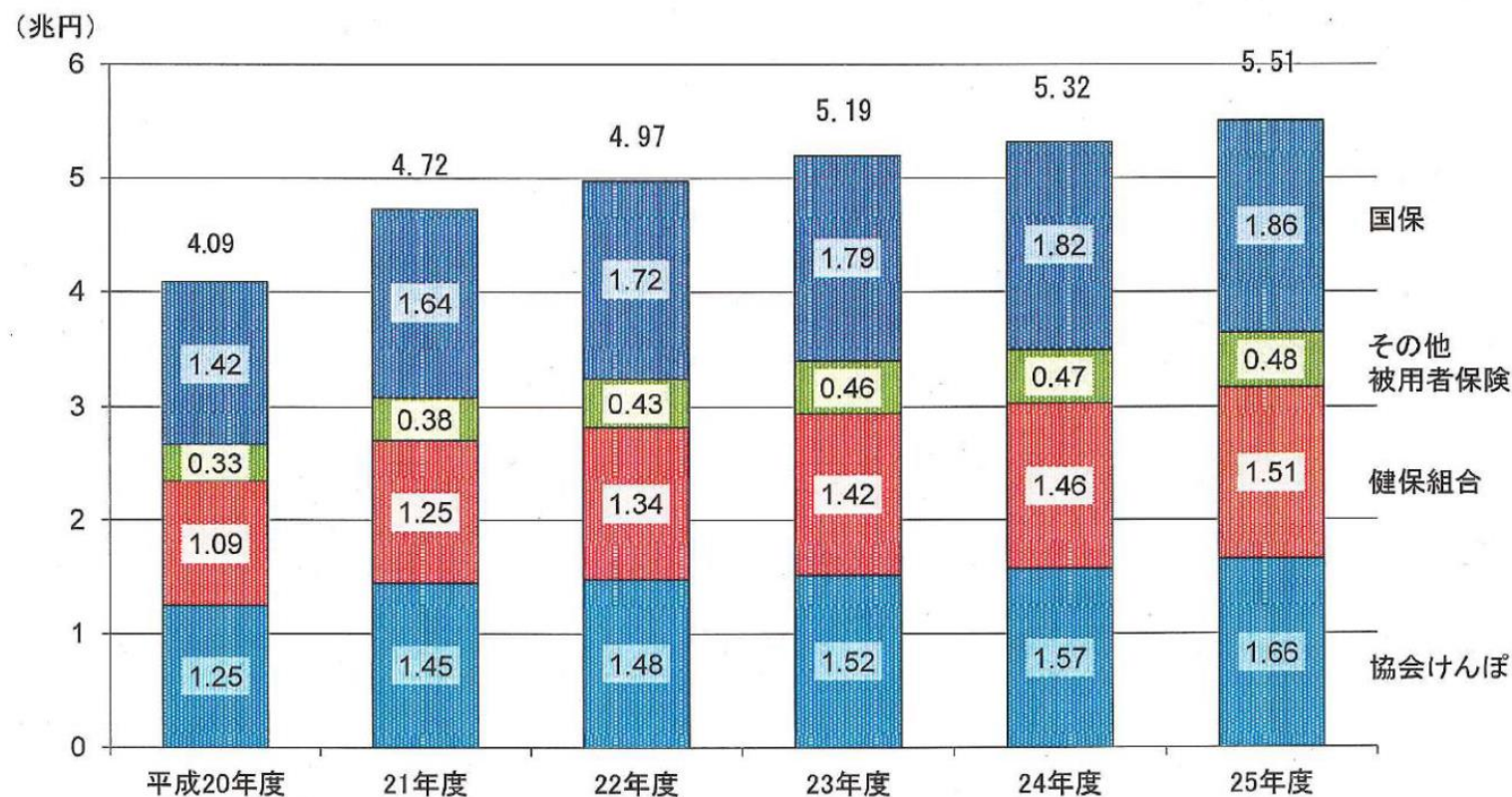
平成28年9月29日

社会保障審議会医療保険部会
※一部全国健康保険協会において追記

資料
1-1

後期高齢者支援金の推移

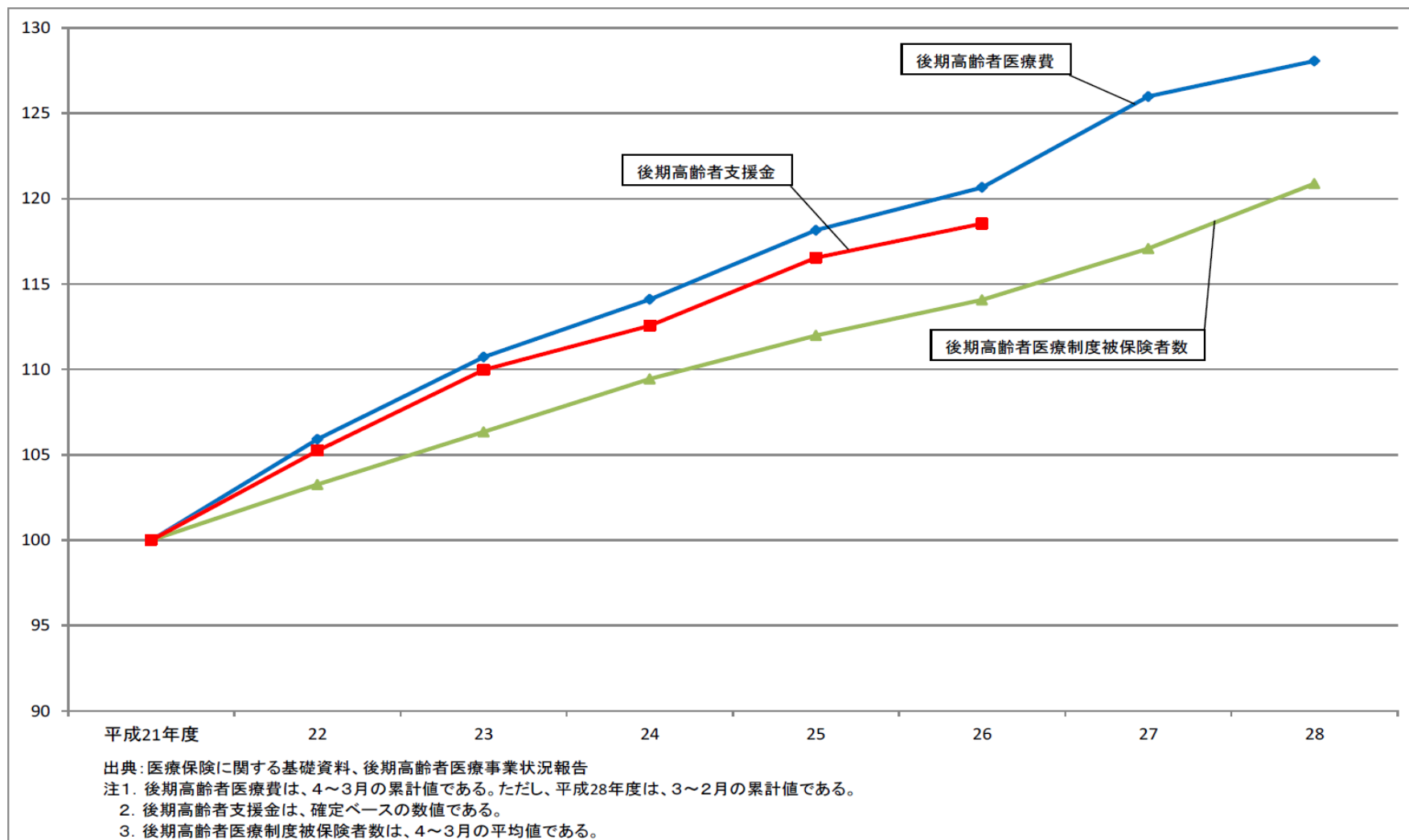
○ 後期高齢者支援金は、制度創設(平成20年度)から6年間で約1.35倍に増加。



出典:医療保険に関する基礎資料～平成25年度の医療費等の状況～

7-3. 協会けんぽの財政構造と後期高齢者医療に関する動向

後期高齢者医療費・後期高齢者支援金・後期高齢者医療制度被保険者数の推移(指数)



協会けんぽの財政構造

- ・依然として、協会けんぽでは医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造が解消されていない。

後期高齢者制度への支援金等

- ・団塊の世代が75歳以上となり、高齢者医療費の増加が見込まれる2025年を見据えれば、後期高齢者支援金等の規模は今後も拡大していくことが見込まれ、今後の財政状況については予断を許さない状況にある。

8. 激変緩和について

激変緩和措置の現状

- ・ **激変緩和措置の解消期限**については、平成18年の健康保険法等一部改正法の附則において、「平成36年3月31日までの間において政令で定める日」とされ、これを受けた政令において、「**平成32年3月31日**」（**平成31年度末**）とされている。
- ・ これまで段階的に激変緩和措置の解消を図っており、平成29年度の激変緩和率は5.8 / 10。当該期限（平成32年3月31日）までに均等に引き上げていく場合の毎年の激変緩和率は、**1.4 / 10** ずつ引き上げ **7.2 / 10**、**8.6 / 10**、**平成32年度で10 / 10** となります。
- ・ 支部間のインセンティブ制度については、制度開始は平成30年度からとなるものの、**実際の保険料率への反映は平成32年から**となるため、激変緩和措置（解消の期限は平成31年度末）と重複する期間はありません。

9-1. 平成30年度都道府県単位保険料率のごく粗い試算

○平均保険料率10%、激変緩和率7.2/10の場合

最高料率		10.63%
現在からの変化分	(料率)	0.16%
	(金額)	+224円
最低料率		9.62%
現在からの変化分	(料率)	▲0.07%
	(金額)	－98円

※1 数値は、政府の予算セット時の計数で算出すると異なる結果となる場合がある。

※2 金額は、標準報酬月額28万円の被保険者に係る保険料負担(月額。労使折半後)の平成29年度からの増減。

＜参考＞ 平成29年度都道府県単位保険料率
(平均保険料率10%、激変緩和率5.8/10)

最高料率	10.47%
最低料率	9.69%

9－2．平成30年度都道府県単位保険料率のごく粗い試算

平成30年度都道府県単位保険料率のごく粗い試算(三重支部)

(平均保険料率10.00%の場合)

(単位: %)

			激変緩和率		
			5.8/10	7.2/10	10/10
平均保険料率			10.00		
	現在からの変化分(料率)		0.00		
		医療給付費分の平均保険料率	+0.09		
		共通料率 (現金給付費、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金等)	▲0.09		
三重支部の保険料率			9.92	9.89	9.85
	現在からの変化分(料率)		0.00	▲0.03	▲0.07
		医療給付費分の都道府県単位保険料率	+0.09	+0.07	+0.02
		共通料率 (現金給付費、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金等)	▲0.09		
		H28精算分	▲0.01		

※ 数値は、政府の予算セット時の計数等で算出すると異なる結果となる場合がある。

10. 平成30年度保険料率に関する論点

これまで見てきたデータ等から論点1、2、3についてどのように考えるか

1. 平均保険料率について

今後の保険料率のシミュレーション等も踏まえて、平成30年度保険料率についてどう考えるか。

2. 激変緩和措置について

平成30年度の激変緩和措置についてどのように考えるべきか。

3. 保険料率の変更時期

保険料率の変更時期は、平成30年3月分（4月納付分）からでよいのか。